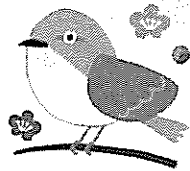


会員だより

平成 29 年度第 9 号
(H30.2.8 発行)



公益社団法人 姫路市シルバー人材センター本部事務局
 TEL079-291-4000 URL : <http://www.himeji-sjc.or.jp/>
 香寺連絡所TEL079-232-7600 安富連絡所TEL0790-64-8525
 夢前連絡所TEL079-336-1600 家島連絡所TEL079-325-0311

今年の冬は一段と寒く、立春を過ぎてもまだまだ厳しい冷え込みの日が続いています。

しかし、時折日射しの暖かさを感じるようになってきました。桜のつぼみが膨らみ始め、チューリップの芽が少しずつ伸びてきて、少しずつ春が近づいてきたことを感じさせてくれます。

まだまだ風邪やインフルエンザが流行しておりますので気をつけてお過ごしください。

さて、2月以降当センターでは講習会等のいろいろな行事を予定しています。みなさまのご協力のもと事業をすすめてまいりますので宜しくお願いします。

◆報告事項◆

会員数 2, 876 人【1月末現在】
(男性 1, 717 人、女性 1, 159 人)

1 月分の配分金支払日は、2 月 15 日です。
2 月分の配分金支払日は、3 月 15 日です。

— 12・1月の各種行事報告 —

月 日	会議名 (内容)
12月 6日	第5回理事会 (新入会員の承認・就業規約の改正・事業運営状況・シルバーまつり実施報告等)
12月 8日	筆耕講習会(2日目)
12月11日	第4回広報部会 (会報「姫路しるばあ」第70号の編集)
12月12日	筆耕研修会 (参加者 13名)
12月13日 27日	入会説明会 (入会者39名、 男性22名・女性17名)
12月14日 21日	就業相談日 (来訪者 7名)
12月20日	姫路城清掃活動 (参加者 30名)
12月26日	料理教室 (参加者 16名)

1月10日 24日	入会説明会 (入会者27名、 男性19名・女性 8名)
1月11日 25日	就業相談日 (来訪者15名)
1月19日	自動車安全運転講習会 (参加者23名)
1月22日	安全パトロール (就業現場の安全確認・点検)
1月31日	筆耕研修会 (参加者13名)

※次回の会員だよりは、3月中旬を予定しています。

◆姫路市シルバー人材センターの ホームページの活用を!◆

姫路市シルバー人材センターホームページ内に
現在受注している『仕事の案内』が掲載されています。

URL : <http://www.himeji-sjc.or.jp/>

ご希望のお仕事がある会員さんは事務局までお電話ください。【TEL 291-4000】

◆年間配分金支払証明書◆

平成29年1月分～平成29年12月分の配分金
支払証明書を発送いたしました。

(平成30年1月24日発送)

この期間に就業された方を対象に郵送しております。
確定申告等の際にご利用ください。なお、確定申告に
関しての詳細等は最寄りの税務署へお尋ねください。

あなたの地区班は

地区

地域、班長は

TEL

◆姫路城クリーンアップ大作戦に

シルバー会員が参加！！◆

年末の恒例行事、姫路城クリーンアップ大作戦が平成29年12月20日、自衛隊500人、市民ボランティア400人が参加し盛大に行われました。シルバー会員もボランティアとして多数参加、シロトピア公園の南、お城の北の堀沿いの長大な歩道を清掃、除草しました。底冷えに加え日当たりが悪く大変寒い中でしたが、持ち前のファイトで最後の最後までやり抜きました。ここでもシルバー会員の信頼感ある仕事ぶりが発揮されました。参加した会員は、青空にそびえ立つ白亜の姫路城に改めて感動、また姫路城の美しさを守る一翼を担ったというささやかな自負心、心地よい疲れを感じながら爽やかな時間を過ごされました。会員の皆様方、お疲れ様でした。



◆就業相談日のお知らせ◆

平成30年2月、3月の就業相談窓口を次のとおり開催します。

希望される会員の方は予約を取ってください。

[事務局Tel 079-291-4000]

就業相談日

平成30年 2月 8日(木)・22日(木)

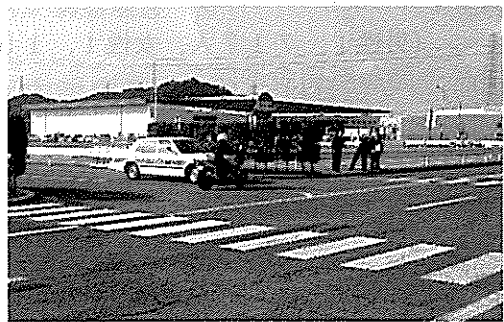
平成30年 3月 8日(木)・22日(木)

◆安全・適正就業部会からのお知らせ◆

◎自動車安全運転講習会実施報告

平成30年1月19日(金)に兵庫県自動車学校姫路校において自動車安全運転講習会を開催し、23名の会員の方々が座学と実技による講習を実施しました。

出席して頂いた方以外でも、自動車を運転される方は交通安全に注意を払われるよう今後ともよろしくお願い致します。



◎就業途上・帰宅途上の事故に関する注意喚起

帰宅するまでが仕事のうち、交通事故に遭わないように気を付けましょう。

・徒歩の方へ

歩道のあるところでは、必ず歩道を歩きましょう。

明るい色の服を着用しましょう。

反射材を用いて安全タスキ等を着用しましょう。

・自転車を利用される方へ

必ずライトを点灯しましょう。交通法規を守りましょう。また、自転車に反射材がついているか確認しましょう。

明るい色の服を着用しましょう。

反射材を用いて安全タスキ等を着用しましょう。

・自動車(単車)を利用される方へ

早めにライトを点灯しましょう。交通法規を守りましょう。

『全国統一安全就業スローガン』

事故防止、急ぐな、あせるな、気を抜くな

お知らせ

重要

賠償額の一部負担制度が改正されました。

賠償事故が多発しています。総合賠償責任保険の保険料も高騰しています。事故減少が急務となっており、そのため昨年来理事会、安全適正就業部会、総務部会等で議論を積み重ね、平成29年12月6日開催の理事会において上記関係議案が審議され可決されました。

実施時期 平成30年4月1日



内 容

会員が就業中に、安全就業基準に反して第三者に損害を与えたときは、損害賠償額の5万円を超える額の10%（3万円を上限とする。）に相当する額をセンターに納付いただくこととなりました。（就業規約第10条、会員の就業制限等に係る基準第6条）

- 賠償額が5万円までの場合、納付金は発生しません。
- 賠償額が5万円を超えた場合には、納付金が発生します。

計算例

賠償額	納付額
～5万円	0円、負担はありません。
5万円～35万円	(賠償額-5万円)×0.1 賠償額 10万円 → 5,000円 賠償額 30万円 → 25,000円
35万円以上	30,000円

留 意 点

- ・ すべての就業作業が対象です。
就業制限は、刈払機による除草作業、植木剪定作業、家事援助作業に限定されていますが、費用負担は全ての作業が対象です。
- ・ 納付金は、翌年度の賠償保険の保険料に充当します。
- ・ 共同作業により損害が発生し原因者が特定できない場合は、共同作業者全員で負担いただきます。

賠償事故の発生状況

H29年度は1/11 現在

	種類 /年度	H25	H26	H27	H28	H29
1	交通事故等				2	2
2	家事援助サービス	5	5	1	1	2
3	草刈・除草等	13	9	11	11	13
4	植木剪定等	5	2	4		3
5	清掃中		3			2
6	その他屋内作業			2		1
7	その他作業		2		5	2
	合計	23	21	18	19	25

※ H29年度は、年度途中にもかかわらず事故件数が5年間で最大の事態となっています。

— 自転車安全講習会の開催について —

この度、姫路市シルバー人材センターでは、自転車の安全講習会を開催いたします。

以下の日程で開催いたしますので、希望者の方は申込書にご記入の上、事務局まで提出をお願いします。（ファックスでも結構です。）

— 自転車安全講習会 —	
日 時	平成30年 3月 2日（金） 午後2時～
場 所	姫路市勤労市民会館4階 第7会議室 (姫路市中地354)
内 容	安全講習会・自転車運転適正診断 (屋内シミュレーターを用います。)
定 員	30名
申込締切日	平成30年 2月26日（月）
問合せ先	TEL079-291-4000 ・ Fax079-291-4020 [担当：石原]
その他	就業等で自転車を使われる方は、できるだけ受講して下さい。



キリトリ
申 込 書

自転車安全講習会	
会員番号	
氏名	
住所	
電話番号	

(公社) 姫路市シルバー人材センター

配分金収入等にかかる確定申告について

シルバー人材センターは、仕事を請負、または委託の形式で受託し、会員に就業を依頼している関係から雇用契約は成立しません。

従って就業による収入（配分金収入）は賃金にならず、所得税法上『雑所得』に区分され、会員は所得税の確定申告が必要となる場合があります。

雑所得の金額は原則として、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっています。しかし、家内労働者等の場合には、必要経費として65万円まで認められる特例があります。（「家内労働者等の必要経費の特例」）

（注）家内労働者等とは、家内労働法に規定する家内労働者や、特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人をいい、シルバー人材センターの会員はこれに該当します。

○家内労働者などによる所得（雑所得）の計算上、必要経費は65万円を限度に認められます。

○家内労働者などによる所得（雑所得）のほかに、公的年金収入がある場合

「家内労働者等の必要経費の特例」とは別に、公的年金の支払金額から公的年金等控除額を差し引いて所得額を算出します

○家内労働者などによる所得（雑所得）のほかに、給与収入がある場合

(1) 給与の収入金額が65万円以上あるときは、この特例は受けられません。

(2) 給与の収入金額が65万円未満のときは、65万円からその給与の収入金額を差し引いた残額と、雑所得の実際にかかった経費とを比べて高い方がその雑所得の必要経費になります。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます。

e-Taxならこんないいこと！

- 1 自宅からネットで申告
- 2 添付書類の提出省略
- 3 還付がスピーディー
- 4 24時間受付

詳細は、国税庁ホームページ www.nta.go.jp をご覧下さい。

